

技第479号の2
令和3年10月7日

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

令和3年度建設業講習会の開催について（通知）

平素は建設業行政について格別のご理解及びご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、国土交通省及び岐阜県では、「建設業取引適正化推進期間」において、法令遵守に関する活動を重点的に行います。

については、その活動の一環として県内の建設業者様を対象とした「令和3年度建設業講習会」を別紙のとおり実施することになりましたのでご周知くださるとともに会員の皆様にお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

所 属	県土整備部技術検査課建設業係		
係 長	高 橋	担当	田 中
電 話 番 号	058-272-8504（直通）		
F A X 番 号	058-278-2734		
E ・ m a i l	c11656@pref.gifu.lg.jp		

10～12月は建設業取引適正化推進期間です

令和3年度建設業講習会を開催します

岐阜県内の建設業を営む方を対象に、建設業法の法令遵守、改正建設業法、及び建設キャリアアップシステムを内容とした令和3年度建設業講習会を下記のとおり開催します。

記

- 【日 時】 令和3年11月18日（木）13:30～15:00
- 【方 式】 WEB会議（Zoom） 参照HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/565.html>
- 【対象者】 岐阜県内で建設業を営む方であればどなたでも可
- 【定 員】 200人（先着順）
- 【参加費】 無 料
- 【内 容】 (1) 建設業法令遵守について（約30分）
（講師）国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課担当者
(2) 改正建設業法について（約30分）
（講師）国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課担当者
(3) 建設キャリアアップシステムについて（約30分）
（講師）一般社団法人建設業振興基金キャリアアップシステム事業本部担当者
- 【主 催】 国土交通省中部地方整備局・岐阜県
- 【申込方法】 別紙参加申込書にご記入の上、11月10日（水）までに岐阜県県土整備部技術検査課建設業係あてにメールによりお申し込み下さい。
（メール c11656@pref.gifu.lg.jp）
- 【問合せ先】 岐阜県県土整備部技術検査課建設業係 担当：田中
（Tel：058-272-8504）

別 紙

【令和3年度建設業講習会参加申込書】

宛名：岐阜県技術検査課建設業係 宛

(メール c11656@pref.gifu.lg.jp)

会社・団体名	
所在地	〒
参加者氏名	(ふりがな) 他 名
電話番号	
メールアドレス	(間違いのないよう慎重にご記入ください。 ○○○○@○○○.○○.○○)

【注意点】

- ① 参加申込による個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）およびその関連規定に則り適切に管理します。情報は講習会に必要な範囲内で利用させていただき、また第三者に提供することはありません。
- ② 参加ご希望の方は、本書に必要事項を記入の上、11月10日（水）までにメールにてお申込みいただきますようお願いいたします。